

いじめの基本認識

いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分に認識して、適切に対応する必要がある。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守る。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 諸塚中学校からいじめの一扫を目指す。

未然防止

～「ふれあい教育」を礎とするいじめを生まない学校風土づくり～

- 各教育活動を「子どもが育つメカニズム」によって再構築化することで

- 子ども自らが「人とかがわり合う喜び」を感じ取れる場の設定～絆づくり
- 自分の役割を自覚して、一生懸命に行動できる場の設定～居場所づくり、自己存在感
- 人のために役に立ったと感じられる工夫～自己有用感
- 感謝する場の設定（活動後の感想発表、作文、手紙）
- 自分もあんな人になりたいとあこがれの気持ちをもたせる指導の工夫（道徳との関連指導）

- M・C・I学習の充実を図ることで～諸塚は一つ

【いじめ未然防止の視点】

- M1学習・・・村内の同学年の集団が、様々な行事にかかわる経験や体験の中で絆づくりが進めていけるよう、教師は共に支え合い、協力し合い、助け合う場や機会を意図的に設ける。
- M2学習・・・「人とかがわる喜び」や「自発的な思いや行動」が児童一人一人に得られるように、学習の内容や指導の工夫を行う。
- M3学習・・・小学校高学年と中学生との交流や合同学習を通して、心や体の不安を解消するため、事前・事後の指導を丁寧に行う。
- M4学習・・・村内の教職員が、児童生徒の課題を共有し、各小学校と中学校が一貫した指導を進めるような研修内容に取り組む。
- C学習・・・特に地域に住んでいる人との関わりを意図的に計画する中で「人とかがわる喜び」を味わわせる指導の工夫や、総合的な学習の時間の目標と関連する「自発的な思いや行動」を大切に学習活動ができるよう工夫する。
- I学習・・・学校の中だけでなく地域の人とあいさつをすることで、人とかがわる喜びや人と人との絆づくりの第一歩であることを実感させるような指導の工夫をする。

- 人権教育・道徳教育の充実を図ることで

【いじめの未然防止の取組】

- 4・9月にいじめ防止に関連する学級活動や道徳の授業を位置づけ、全学年で授業を行う。

- 「分かる授業づくり」を目指し、全職員の授業公開を行うことで

【授業づくりの視点】

- 授業の場で児童生徒に居場所をつくる。
- わかる授業を行い、主体的な学習態度を養う。
- 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- 言語活動を充実させ、言語力を育てる。
- 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。
- 学習規律を徹底させる。
(チャイム席、正しい姿勢(立腰)、発表の仕方・聞き方)

- 保護者や地域への未然防止を呼びかけることで

【いじめ未然防止の取組】

- 授業参観(オープンスクール)におけるいじめ未然防止に関連する授業参観(道徳、学級活動等)を行う。
- P T A総会時の校長の学校経営方針説明、学校便りやホームページ上などにおいて学校いじめ防止基本方針の公開を行う。
- いじめ未然防止に関連する学級活動で、保護者や地域の方の意見を活用する。
- 人権週間に関連し、いじめ防止関連の標語を募集する。

早期発見

- いじめ発見チェックリストの活用
- 定期的ないじめアンケートと教育相談の実施
- 日記等の活用

早期対応

いじめの兆候を発見直ちに管理職へ報告

- 緊急の「いじめ対策委員会」を開く。

いじめられた子どもを徹底して見守る態勢(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)正確な実態把握のための態勢作り(複数での対応をするための役割分担)(被害者やいじめを知らせに来た子を守るための場所や時間への配慮)

正確な実態把握

- 加害者、被害者双方と、周りの子どもから個々に聞き取りを行い、記録する

ア 誰が誰をいじめているのか。
イ いつ、どこで起こったのか。
ウ どんな内容のいじめか。
エ どんな被害を受けたのか。
エ いじめのきっかけは何か。
オ いつごろからどのくらい続いているか。
※配慮事項1～短時間で正確な事実関係を把握するために複数の教職員で対応し、校長の指示で教職員間の連携と情報共有を随時行う。
※配慮事項2～保護者への第1報対応は、管理職と複数の職員で事実に基づいて丁寧に行う

指導体制、方針決定

- 指導方針を明確にし、全職員へ共通理解を図る。

ア いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行う。
イ 学校全体で組織的に対応し、教職員の明確な役割分担を行う。
ウ 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援と保護者との連携

- 被害者への支援と加害者への指導並びに保護者との連携

ア 被害者への支援～児童生徒が安心できる場所を確保し、心配や不安を取り除く。
イ 加害者への指導～いじめた相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
ウ 保護者との連携～第2報も、直接会って事実経過と具体的な対策を話す。協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続した指導や支援を行う。

ア いじめが解消されたと思われる場合でも、引き続き十分な観察を行う。(日常の観察、教育相談、日記等での積極的な関わり)
イ いじめられた児童のよさを見つけ、褒める認めるなど肯定的に関わり自信を高めていく。
ウ 加害者・被害者双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアを図る。
エ いじめ発生を契機とした事例を検証し、再発防止や未然防止に具体的に取り組む。